

Q425. 労働審判手続の期日は何回くらい開催されますか。

労働審判手続は、第1回期日までに3分の1近い労働審判事件が終結しており、第2回期日までに合計3分の2を超える労働審判事件が終結しています。

労働審判手続は原則として3回以内の期日で審理を終了することが予定されていますが、それは期日が3回開催されるのが通常という意味ではありません。むしろ、第1回期日、第2回期日で解決することの方が多いいえます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎